よこた福祉会居宅介護支援事業所

【　重要事項説明書　】

1. 事業の目的

よこた福祉会居宅介護支援事業所は介護保険法の理念に基づき、利用者が自立した生活が送られるよう居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるように各関係機関との連絡調整に努めることを目的とします。

2. 運営の方針

よこた福祉会居宅介護支援事業所は利用者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した生活が送られるよう利用者やその家族の意向に沿い、人権を尊重、秘密の保持に努め、公正中立に利用者一人一人に適切な居宅サービス計画を作成することを方針とします。

3. よこた福祉会居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	社会福祉法人よこた福祉会居宅介護支援事業所
所　在　地	島根県仁多郡奥出雲町稲原５７番地６
介護保険指定番号	島根県指定　第３２７１３０００１８号
サービス提供地域	仁多郡奥出雲町

（2）事業所の職員体制

職　名	常　勤	非常勤	備　考	計
管理者（兼務）	１名	―		１名
介護支援専門員	４名	―		４名
事　務　職　員	１名	―		１名

管理者　主任介護支援専門員　　山 本　浩 二
主任介護支援専門員　　小早川 定 雄
主任介護支援専門員　　古 澤　真 弓
介護支援専門員　　山 根　豊 和

（3）職務内容

介護支援専門員は利用者が自立した生活が送られるよう日常生活における課題分析を行い、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、計画実施状況の把握などの一連の居宅介護支援及び要介護認定に関わる支援を職務とします。

（4）営業日、営業時間及び連絡先

月～金	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

祝祭日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日は、休業日とします。

ＮＴＴ　　０８５４－５２－２５６４

有線　　２０－２５６４

※　休業日、営業時間外については下記番号で対応し 24 時間連絡が取れる体制を整えています。

時間外連絡先　　０８０－６３２８－９５８３

4. 利用料

（1） 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

	要介護　1・2	要介護　3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ-ⅰ）/月	10,860 円	14,110 円
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円	
初回加算	3,000 円	
入院時情報連携加算	(Ⅰ)2,500 円　(Ⅱ)2,000 円	
退院・退所加算／回	(Ⅰ)イ 4,500 円　(Ⅰ)ロ 6,000 円　(Ⅱ)イ 6,000 円 (Ⅱ)ロ 7,500 円　(Ⅲ)9,000 円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算／回	2,000 円	
通院時情報連携加算	500 円	
介護職員等処遇改善加算	居宅支援費に加算減算を加えた総単位数×2.1%	

特定事業所加算（Ⅱ）

- 主任介護支援専門員を配置している。
- 常勤且つ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置している。
- 利用者に対する情報又はサービス提供での留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- 24 時間対応可能な体制を確保し、且つ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。

・ 地域包括支援センターから支援困難事例の紹介を受けた場においても、引き受けられる体制を整え居宅介護支援を提供している。
・ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。
・ 介護支援専門員一人あたりの担当件数が 45 件未満である。
・ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。
・ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
・ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会･研修会等を実施している。
・ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

以上の要件を充たしており居宅介護支援費に合わせ特定事業所加算（Ⅱ）を算定します。

初回加算

新規に居宅サービスを作成する利用者または要介護区分が２段階以上変更となった利用者に対して算定します。

入院時情報連携加算

入院する利用者についての必要な情報を病院等へ提供した場合に算定します。

（Ⅰ）病院又は診療所に入院した日のうちに情報提供を行った場合
（Ⅱ）病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合
※（Ⅰ）（Ⅱ）ともに提供方法は問わない。

退院・退所加算

病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成、居宅サービス等の調整を行った場合、入院・入所期間中に１回を限度に算定します。

(Ⅰ)イ　医療機関や介護保険施設等の職員から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けている。
(Ⅰ)ロ　医療機関や介護保険施設等の職員から必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けている。
(Ⅱ)イ　医療機関や介護保険施設等の職員から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている。
(Ⅱ)ロ　医療機関や介護保険施設等の職員から必要な情報の提供を 2 回受けており、うち１回以上はカンファレンスによる。
(Ⅲ)　医療機関や介護保険施設等の職員から必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち１回以上はカンファレンスによる。

但し、初回加算を算定した場合には算定しません。

ターミナルケアマネジメント加算

終末期（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと判断）の利用者であり、在宅で死亡した場合に算定（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

- 24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことが出来る体制が出来ている。
- 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合。
- 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算

病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定します。

通院時情報連携加算

病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。

※　介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合上記に該当する金額を支払って頂き、当事業所から「サービス提供証明書」の発行を受けます。この「サービス提供証明書」を、町の窓口に提出しますと、後日、全額払戻しを受けることができます。

（2） 交通費

無料です。

（3） 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

5．サービス利用のために

（1） 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員の変更を希望したい場合は、居宅介護支援事業所管理者までお申し出下さい。

（2） 居宅介護支援の実施概要等

よこた福祉会居宅介護支援事業所では、厚生労働省が示した課題分析項目を基に利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営む事が出来る様な解決すべき課題を把握、課題分析して、利用者やその家族の意向に沿った居宅介護支援事業を行います。

居宅サービス計画書作成にあたっては、利用する事業所を複数の事業所から選定することが可能です。

また、担当介護支援専門員に当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求める事が出来ます。

介護支援専門員は、年間を通じて必要な研修会等を受け、資質向上に努めます。

（3）主治の医師及び医療機関等との連絡

利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

（4）虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等に関する相談の窓口を次のように設けています。

虐待相談窓口（受付者） 電話番号　　０８５４－５２－２５６４ ファックス　　０８５４－５２－９０７７ 受付者　　担当介護支援専門員 受付時間　　月曜日～金曜日 午前８時３０分～午後５時３０分 （祝祭日及び１２月３０日～１月３日を除く）
虐待防止に関する責任者 氏　名　　山本　浩二　（職　名）管理者 総括虐待解決責任者 氏　名　　梅木　浩美　（職　名）施設長

・虐待の発生又はその再発を防止するために「虐待防止委員会」を定期的に開催し、指針の整備や見直し、職員研修を実施しています。

・当事業所職員または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに町に通報します。
・成年後見制度の利用を支援します。

（５）身体拘束等の禁止について

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行いません。

・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び期間、心身状況、緊急やむを得ない理由等の必要な事項を記載します。
・身体拘束等の適正化のために「身体拘束廃止委員会」を定期的に開催し、指針の整備や見直し、職員研修を実施しています。

（６）個人情報の取扱い

利用者及びその家族の個人情報は、その使用目的を明確にし、書面にて同意を頂き慎重に取り扱います。　　＜別紙同意書参照＞

（７）利用者の記録や情報の管理、開示について

利用者の記録や情報などの個人情報について、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

当事業所における記録の項目は、次の通りです。

① 支援経過
② 居宅サービス計画書
③ 事故の状況及び事故に際しての対応記録

（８）秘密保持

居宅介護支援事業所管理者及び介護支援専門員は業務上知り得た利用者やその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。また、退職後もこれを遵守します。

（９）緊急時・非常災害時の対応

介護支援専門員が訪問や来所等により、利用者と面接している際に、緊急対応（急変・事故発生、火災・地震等）が必要となった場合は、「緊急対応マニュアル」に沿って迅速に対応します。　　＜別紙　マニュアル参照＞

(10) 衛生管理

介護支援専門員は利用者、家族との面接に際し感染症を未然に防ぐため「感染症予防・対応マニュアル」に沿い衛生管理に努めます。

＜別紙　マニュアル参照＞

(11) 相談、要望及び苦情等の窓口

居宅介護支援事業、居宅サービス事業に関する相談、要望及び苦情等の窓口を次のように設けています。

ご遠慮なくお申し出下さい。

サービス相談窓口（担当者）

電話番号　　０８５４－５２－２５６４
ファックス　　０８５４－５２－９０７７

氏　名　　古澤　真弓　（職　名）主任介護支援専門員

受付時間　　月曜日～金曜日
午前８時３０分～午後５時３０分
（祝祭日及び１２月３０日～１月３日を除く）

苦情解決責任者
氏　名　山本　浩二　（職　名）　管理者

総括苦情解決責任者
氏　名　梅木　浩美　（職　名）　施設長

よこた福祉会では、第三者委員を設けており、サービスに対する意見やご要望、介護支援専門員に対する苦情等も受付けております。

＜別紙　マニュアル参照＞

相談員（介護サービスオンブズマン）は次のとおりです。

奥出雲町横田　　浅山　正美　（　電話 52-1288　）

奥出雲町大馬木　　吉田　みさ子（　電話 53-0302　）

奥出雲町大呂　　楠　仁子　　（　電話 52-0320　）

保険者、島根県国保連合会等においても相談、苦情や虐待相談の窓口があります。

奥出雲町役場健康福祉課　**0854-54-2781**
保険者（雲南広域連合）　**0854-47-7342**
島根県国保連合会　**0852-21-2811**
島根県運営適正化委員会　**0852-32-5913**

(12) 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するため計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催しています。

(13) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するため「感染症予防対策委員会」を開催し、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を定期的に開催しています。

(14) ハラスメントに対する対応について

当事業所は、利用者への安全でより良い介護サービスの提供と職員が安心して働ける就業環境を維持するため、利用者または家族等によるカスタマーハラスメント（社会通念上相当な範囲を超えた不当な要求や就業環境を害する行為（具体的な行為は、別紙②一覧表のとおり））に対しては、組織として対応を行います。

(15) その他

・相談援助

成年後見制度等の介護保険外制度に対する相談等、不明な点は、担当の介護支援専門員にお尋ね下さい。

・第三者評価

前年度において、第三者機関による評価実施はありません。

・サービス計画数の割合

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を介護サービス情報公表制度等で公表しております。

＜別紙参照＞

６．社会福祉法人　よこた福祉会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　よこた福祉会
代表者役職・氏名	理事長　北　村　千　寿
所在地・電話番号	仁多郡奥出雲町稲原　５７番地１ ０８５４－５２－２５６７（代表）

介護保険事業	訪問介護	１ヶ所
	通所介護	２ヶ所
	介護予防・日常生活総合支援事業　通所型	１ヶ所
	一般介護予防事業　短期集中型リハビリ	１ヶ所
	特別養護老人ホーム	１施設（６７床）
	短期入所生活介護	１１床
介護保険外事業	訪問介護（障害）事業	

７．担当の介護支援専門員

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令　　和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所　　所在地　　仁多郡奥出雲町稲原 57 番地 6
名　称　　社会福祉法人よこた福祉会

居宅介護支援事業所　　印

説明者　　介護支援専門員
印

私は本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利　用　者　　住　所　　仁多郡奥出雲町

氏　名　　印

身元引受人　　住　所

氏　名　　印